全員提出する書類があります

申請頂かないと、

受講料の支払いが必要となります!

- ◆ 受講料負担がなくなる制度(就学支援金制度)があります。
- ◆ 通信制高校(課程)では受講料がかかります。入学後、受講料を納付していただきます。1単位350円(平日登校履修の場合は、1単位700円)
- ◇ 申請の手続きを行い、認定されることで、就学支援金を受給することができます。 申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。4月に納付いた だいた受講料を翌年3月末に還付します。

(実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。)

申請する必要が あります! 全国の約 80%の 高校生が対象に なっています!

就学支援金は、返済不要です!

ひとり親世帯に 限った制度では ありません!

- ◆ 年収約 910 万円以上の世帯は就学支援金制度の対象外です。
 - 次の計算式(保護者(親権者)全員)により計算した額が、 30万4,200円以上(年収約910万円以上)の世帯は受講料の支払いが必要です。 (年収910万円というのは目安ですので、超えていても就学支援金制度の対象となる場合があります。)

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額



※ 政令指定都市の場合は、 「調整控除の額」に 3/4 を 乗じて計算

保護者の**課税標準額**などは**マイナポータル**で 「**わたしの情報**」から確認できます。

※ マイナンバーカードが必要です。



上記計算式に よる算出額 30万4,200円以上



受講料負担



提出書類(申請しない場合)

30万4.200円未満



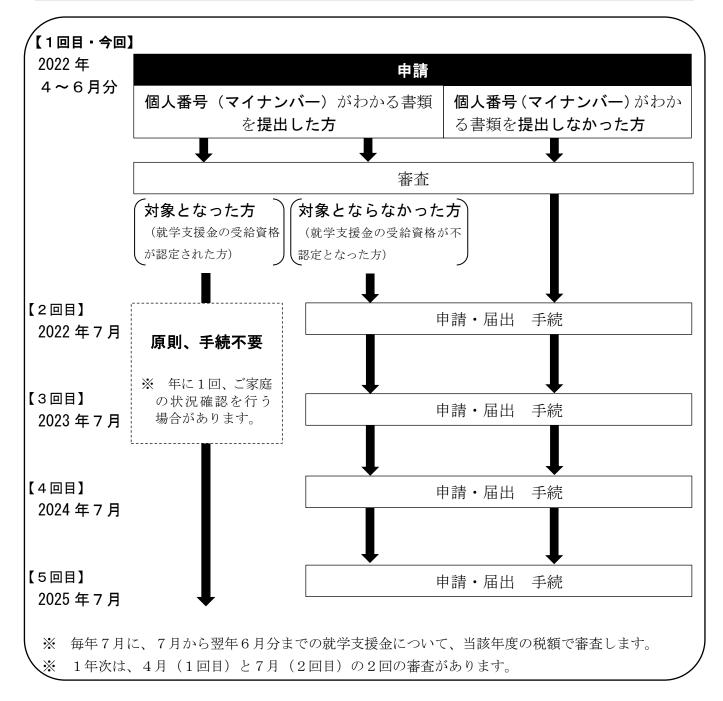
支払不要



提出書類(申請する場合)

申請方法は「就学支援金制度の申請方法」をご覧ください

◆ 申請の手続きは?



○ 個人番号 (マイナンバー) がわかる書類を提出し、就学支援金の対象となった方 (受 給資格が認定された方) は、ご家庭の事情が変わらない限り、**卒業まで原則申請手続 きは不要**となります。

ただし、**年に1回、ご家庭の状況(保護者の氏名、毎年1月1日時点の住所地等) <u>を確認</u>させていただく場合があります。**

○ 就学支援金の対象とならなかった方(受給資格が不認定となった方)及びマイナン バーがわかる書類を提出しなかった方は、**毎年7月に申請又は届出の手続き(2~5 回目)が必要**となります。

ただし、個人番号(マイナンバー)がわかる書類の再度の提出は不要です。

就学支援金制度の申請方法

◆ 次の書類を、配付した封筒に入れて提出してください。

◇ 申請しない場合 ◇ 就学支援金を申請する場合 1 就学支援金確認票 1 就学支援金確認票 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(様式第1号) 3 個人番号カード等のコピー貼付台紙 原則として、保護者(親権者)の個人番号(マイナンバー) がわかる書類(次頁参照)を台紙にのり付けしてください。 4 保護者(親権者)の顔写真付き身分証明書のコピー 5 県立通信制高校就学支援金交付申請書 6 高等学校等就学支援金振込口座申出書 7 振込口座の通帳(又はキャッシュカード)のコピー 8 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本 (令和3年1月1日時点で生活保護を受給していることが 確認できるもの) 【平成26年4月1日以降に高校に入学後、退学し、再入学 された方のみ】高等学校等就学支援金受給資格消滅通知 提出期限:令和4年 月

県教育委員会が個人番号(マイナンバー)を使って税額の確認 を行い、対象であるかどうかを審査します。 審査の結果は、郵送でお知らせします。

※ 就学支援金の支給を受けることができる世帯でも、申請が遅れたり、申請をしなかったりした場合は、受講料を還付できなくなりますのでご注意ください。



◆ 個人番号(マイナンバー)がわかる書類とは?

- 個人番号カード (マイナンバーカード) のコピー
- 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し
- 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー ※ 住民票又は住民票記載事項証明書は、保護者(親権者)以外の方の個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご提出ください。



【注意】

原則として、個人 番号通知カードは、 使用できません。



ただし、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、使用可能です。

※ 個人番号通知書、個人番号カード交付申請書やそれらのコピーは、法律上、マイナンバーの確認書類とはならないため、使用できません。

◆ 個人番号(マイナンバー)の利用目的は?

◇ 市町村民税の課税標準額及び調整控除の額を確認するために利用します。

◆ 個人番号(マイナンバー)を使って税額の確認ができない場合

◇ 該当年度の課税証明書等の提出が必要です。

税額の確認ができない主な理由は、保護者の税申告(確定申告等)がされていないことや、申請書に記載していただいた1月1日時点の住所地が誤っていることです。

なお、税申告をしていなかった場合は、申告を行っていただいた後、課税証明書等の 提出をしていただかないと**就学支援金の支給決定ができません**。

◆ 個人番号(マイナンバー)以外の書類で申請したい方

◇ 課税証明書等で申請することも可能です。

この場合、卒業まで $1\sim5$ 回目の手続き(該当年度の課税証明書等の提出)が必要になります。

◆ 次の場合は事務室に必ず連絡してください。

- ◇ 保護者 (親権者) に変更があった場合
- ◇ 住所に変更がある場合

別途、手続きが必要となります。

問合せ先 神奈川県立○○○学校 事務室 電話 000-0000-0000

就学支援金確認票

全員提出

(申請の有無に関わらず必ず提出してください。) (通信制用)

ょりがな 生徒氏名	
保護者1 (氏名)	日中連絡が取れる 電話番号
保護者2 (氏名)	日中連絡が取れる 電話番号
注意事項	
・別紙の「記載例」を参照の ・保護者による代筆も可能	上、確認事項の番号に沿って記入してください。 です。
確認事項1	
高等学校等就学支援金 【下のどちらかの 口 に レ印	
(就:	請します。 申請しません。 学支援金の対象であれば、 (受講料の還付はありません。) 末に受講料を還付します。)
(就:	学支援金の対象であれば、 (受講料の還付はありません。)
(就: 3月	学支援金の対象であれば、 末に受講料を還付します。) 【提出書類(申請しない場合)

確認事項3

□ その他(

- ・確認事項2の提出書類は、奨学給付金支給事務でも使用させていただきます。
- ・確認事項2の提出書類から、奨学給付金の支給対象となる可能性がある世帯の方には、学校からご連絡させていただく場合があります。(奨学給付金の詳細は「記載例」をご覧ください。)

□ 【平成26年4月1日以降に高校に入学後、退学し、再入学された方のみ】高等学校等

申請する方は、裏面もご覧ください

□ 県立通信制高校就学支援金交付申請書 □ 高等学校等就学支援金振込口座申出書

就学支援金受給資格消滅通知

□ 振込口座の通帳(またはキャッシュカード)のコピー □ 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本

個人番号カード等のコピー貼付台紙の記入・貼付の留意事項

● 太枠線内の箇所を手書きで記載してください。

【記入箇所】

・ 確認事項5:生徒氏名、ふりがな

・ 確認事項6:保護者の人数

保護者1の氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日 保護者2の氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日

※ ひとり親の場合は、保護者1のみ記入してください。

- 保護者全員の個人番号カードのコピーを該当の欄にのり付けしてください。
- 個人番号カードのコピーが提出できない場合は、保護者全員の個人番号が記載された住民票の写し、若しくは住民票記載事項証明書の原本又はコピーを本用紙(貼付台紙)に添えて提出してください(台紙にのり付けする必要はありません。)。
- ※ 原則として、個人番号通知カードは、使用できません。

ただし、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)を変更すべき事項が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)以前に個人番号通知カードの記載事項の変更手続きが完了している場合に限り、使用可能です。



個人番号カード等のコピー貼付台紙に記入・貼付してください。 (確認事項5 へ進んでください。)

(学校使用欄) これより下は、学校で記入します。記入しないでください。

● 提出状況の確認

提出書類		坦					番号		正明書 示		正明書 -提出	<i>H</i> :	
提出	出方法	提出区分	確認票	申請書	台紙	保護者1	保護者 2	保護者1	保護者 2	保護者1	保護者 2	生保証明	その他
	生徒本人												
対一	保護者全員												
面	保護者一部												
	その他												
į	郵送・封入												

記載例

就学支援金確認票

全員提出

(申請の有無に関わらず必ず提出してください。) (通信制用)

5. 0 t5 to 生徒氏名

保護者1 (氏名) 番号 太郎

日中連絡が**1090-0000-0000**

保護者2 (氏名) 番号 花子

日中連絡が取り90-0000-0000 電話番号 090-0000-0000

注意專項

- 別紙の「記載例」を参照の上、確認事項の番号に沿って記入してください。
- 保護者による代筆も可能です。

確認事項1

高等学校等就学支援金を申請しますか? 【下のどちらかの 口 に レ印 を入れてください。】

> 【✓ 申請します。 (就学支援金の対象であれば、

申請しません。 (受講料の還付はありません。) 3月末に受講料を還付します。)

確認事項2

提出書類をご確認ください。



【提出書類(申請しない場合)】

□ 就学支援金確認票(本用紙)

記入はここまでです。

確認事項3以降は、記入不要です。

提出書類(申請する場合)]

- ☑ 就学支援金確認票(本用紙)
- ■. 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
- 個人番号カード等のコピー貼付台紙
- 保護者の顔写真付き身分証明書のコピー
- 生徒本人が提出書類一式を直接提出する場合、身分証明書のコピーは不要です。
- 高等学校等就学支援金振込口座申出書
- ▶ 振込口座の通帳 (またはキャッシュカード) のコピー
- □ 【生活保護受給世帯の方のみ】生活保護受給証明書の原本
- □ 【平成26年4月1日以降に高校に入学後、退学し、再2 就学支援金受給資格消滅通知
- 一 その他 (

確認事項3

- ・ 確認事項2の提出書類は、奨学給付金支給事務でも使用させていただきます。
- 確認事項2の提出書類から、奨学給付金の支給対象となる可能性がある世帯の方には、学校か らご連絡させていただく場合があります。(奨学給付金の詳細は「記載例」をご覧ください。)

申請する方は、裏面もご覧ください

確認事項1 について

● 税額がご不明な方や、基準額を超えているかもしれないが、 念のため申請したい方は、「申請します。」にレ印を入れてください。

確認事項3 について

● 奨学給付金(神奈川県高校生等奨学給付金)とは? 生活保護受給世帯または住民税所得割非課税世帯(家計急変に より非課税相当となった世帯を含む)を対象に、受講料以外の教 育費負担を軽減するための給付金を支給する制度です。

<奨学給付金(国公立)のホームページ>

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/

- 奨学給付金の支給を受けるためには、別途申請が必要です。
- 申請には、生活保護受給証明書、個人番号(マイナンバー)が わかる書類または課税証明書等が必要です。
- 申請方法等は、学校から6月下旬頃までに別途ご案内します。
- 就学支援金の申請で個人番号(マイナンバー)がわかる書類を 提出した場合、奨学給付金の申請で、個人番号(マイナンバー) がわかる書類を再度提出する必要はありません。
- 支給対象となる可能性がある世帯の方には、学校からご連絡さ せていただく場合があります。

記載例

個人番号カード等のコピー貼付台紙

確認事項5

生徒氏名、ふりがなを記入してください。 学校の名称 神奈川県立●●高等学校 学校の種類・課程・学科 生徒氏名のふりがな ばんごう こたろう 生徒氏名 子太郎

確認事項6

- 個人番号(マイナンバー)がわかる書類を提出する保護者の人数を記入してください。
- 保護者の氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日を記入してください。
- 個人番号カードのコピーは下記にのり付けしてください。
- 住民票の写し、又は住民票記載事項証明書の原本又はコピーの場合は、のり付けせずそのまま 提出してください。
- 高等学校等就学支援金の申請(届出)のため、保護者 2 名分の個人番号(マイナンバ 一)がわかる書類を提出します。また、神奈川県高校生等奨学給付金の申請対象となった場 合の申請に提出した個人番号 (マイナンバー) を利用することを承諾します。

保護者1 氏名 個人番号(マイナンバー) 生年月日 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 平成 50 年 6 月 6 番号 太郎

個人番号(マイナンバー)

のり付け オモテ面

個人番号カードのコピー (オモテ面)

保護者2 氏名

※ 個人番号通知カードのコピーは、記載事項(氏名、住所、生 年月日、性別、個人番号)を変更すべき事項が発生しておらず。 記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日(令 和2年5月25日)以前に個人番号通知カードの記載事項の変更 手続きが完了している場合に限り、のり付け可能です

のり付け

個人番号カー

保護者1の個人番号がわかる書類が 住民票記載事項証明書の場合

確認事項6 について

- 「配偶者控除」を受けている保護者についても提出が必要です。
- 個人番号カードのコピーをのり付けする場合は、オモテ面と ウラ面の両方を貼ってください。(この場合、当該保護者の顔写 真付き身分証明書のコピーの提出は省略できます。)

※ 下記の証明書はイメージです。 様式や記載事項は市町村によって異なります。

住民票記載事項証明書 氏名 牛年月日 性別 続柄 番号 太郎 昭和50年6月6日 男 世帯主 住民となった日 個人番号 世帯主名 番号 太郎 平成 24 年 5 月 1 日 012345678901

住所	神奈川県横浜市中区日本大通り 1000					
本籍	神奈川県横浜市●区●●100	筆頭者	番号	太郎		
前住所	神奈川県横浜市●区●●100					
発行されたそのままの状態で						

貼付台紙と併せてご提出ください。 ※ 2枚以上の場合は全ページ必要

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

会和●年●月●日

●●市長 ●● ●● 旬





生年月日

年 月 日

神奈川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金								
 受給資格認定申請書(初回時) 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。 収入状況届出書(2回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。 (上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。) 								
□ <u>この申</u> □ <u>この申</u> <u>支給をされ</u> 以下の罰る	必ず確認の上、両方の 請書又は届出書の 請書又は届出書に 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時 時	記載内容は、 記偽の記載を 可得の徴収や ごがあること 。保護者等によ	事実に相違 して提出し 3年以下の を承知して よる代筆も可能	<u>ありません。</u> 、就学支援金の <u>懲役又は100万円</u> います。 です。記入に当たって1	t 、			
ふりがな								
生徒の氏名	姓		名					
	-							
生徒の生年月日	年	月	日					
生徒の住所	T 都道 府県		市区町村					
保護者等の電話番号								
保護者等の 電子メールアドレス								
生徒が在学する 学校の名称		神奈	川県立	学校				

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

 - ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者 ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する 月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
学校等の在学期間	神奈川県立 学校	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	
②過去に別の高等学校	学校名	年月日~ 年月日	学校の種類・課程・学科
等に在学していた期間	<u>1/7</u>	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	

2 1	(4)	灌去生	EMID X	の状況に	71.T	1								
申 号か	申請が記	 載され	- 出時点に	おける保 の写し・	護者等 <i>₫</i>	- >状況及			、番号カー oいては次の					
(1	1)	次の供	R護者等(の個人番	ラカー ト	・の写	し等を添	付しま	す。					
1			考(両親)2 が未成年		満)であ	り、親	見権者(両	j親)カ	3人存在す	 する場合				
		(親林	権者が、−		権を行				てくださ\ 冨祉施設の _:		合は、⑤カ	ゝら⑦まて	ごのいずれた	かの
2		フ	親権	者の1人か	ぶ、日本	国内に	住所を有	したこ	とがないな	ど個人番号	の指定を引	受けていた	ない場合	
		1	' ・親権	死別等に 者が存在す きない場合	るもの				やむを得ず	、親権者の)1人の個/	人番号力-	ードの写し	等を
3		親村(未足	战年後見力	名分 Eせず、未 、が複数選 メを行使す	成年後身 任されて	ているま	易合は、🕯	全員分。	場合 ただし、 る場合は、	未成年後見 その者を除	人が、法人 きます。)	、である場	号合又は財産	奎に
4		生徒							生計維持者 対年の時点が				する者に変	更
⑤		□ 7	主た場合・生徒だった人学に・生徒だった生徒だった。	る生計維持 が未成年だ 時点で生徒 が成人であ	デ者の1 ごが、親 ごが成人 こり、未	人が、 権者 で 成年の	日本国内 は未成年 ² たが、主 時点で親	に住所 後見人 たる生 権者が	が存在されている。 を有したこのでは、 が存在者では、 計れだでに、 は未成年後	とがないな い場合、 存在する場 場合、	さど個人番が		を受けてい:	ない
6		生徒親		战年後 見人	又は主だ	たる生詞	計維持者の	りいず	れも存在し;	ない場合	等			
(2	2)	次の理	里由によ	り、個人都	番号カー	- ドの2	写し等を	添付し	ません。					
7				战年後見人 こいない場		たる生語	計維持者の	の全員だ	が、日本国口	内に住所を	有したこと	がないな	ど、個人都	番号
,	個丿	人番号	カードのゴ	写し等を添	付するか	保護者	等の氏名	及び生	徒との続柄	(⑦にレド	印を付けた	:場合はフ	下要です。)
(\$)	5 ・ りた	がな)	氏名			生徒	との続柄	چ)	りがな)	氏名		生徒と	の続柄	
-		生年月	月日		年	月	Ħ		生年月日	1	年	月	日	
				和3年1月					日時点の市	区町村まで	の住所(1	日本国内	に住所を有	有し
<u></u>	和	3年1	月1日時				± 5	_ 令	和3年1月		**		± 1	
	都道 市区 府県 町村 府県 町村													
				を有してい	ない。					に住所を有	していない。	,		
r T	和	4年1	月1日時	点 都道			市区	^{令:} 	和4年1月	1日時点 都 :	<u></u> 道		市区	
1				府 県			町 村	11		府!	県		町 村	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

日本国内に住所を有していない。

□ <u>就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。</u>

日本国内に住所を有していない。

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い 手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

- 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。
 - イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
 - ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学 期間について記入してください。
 - ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
 - 二 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、 高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類 する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
 - ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等(公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校)以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
 - へ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③ 高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等 専門学校(1~3学年)」、「⑦専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑧専修学校(一般課程) 昼間学科」、「⑨専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑩専修学校(一般課程)夜間等学 科」、「⑪専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑫専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑬各 種学校(外国人学校)」、「⑭各種学校(その他)」の別を記入してください。
- 【2.保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①~⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ 【2.保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認 の上、記入してください。
 - ②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- 二 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計を その収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の個人番号カードの写 し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認 できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 都道府県(文部科学省)が最新の市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整 控除額を個人番号を利用して確認します。
- 口 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合 も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- 二 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、 市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提 出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可 能性があります。
- ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)
- へ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に 関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがありま す。
- チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額 (課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更 正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出して ください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収 入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の 変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県(文部科学省)が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

令和 4年 4月 1日

神奈川県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

「令和4年4月1日」と記載してください。

V	受給資格認定申請書	(初回時)
---	-----------	-------

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

□ 収入状況届出書(2回目以降)

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況 に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。)

▼ <u>この中語書及け足出書の記載内</u>塚

正の中間音へは記したがある。 この中間音へは記したがある。 レ印を付けてください。

支給をさせた場合は、不正利得の倒

_____0

以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。 (以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、

別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	ばんごう	こたろう
生徒の氏名	姓 番号	名 子太郎
		生徒の氏名、ふりがな、
生徒の生年月日	平成18 年 8 月 15	生年月日、住所を記載し
	= 231-0021	てください。
生徒の住所	神奈川 龍 横浜	中区日本大通り1000
保護者等の電話番号	★090-0000-0000	43 080-0000-0000
保護者等の 電子メールアドレス	XXXXXXXXXX	XXX@XXXXX, XX, XX
生徒が在学する 学校の名称	神奈川」	県立○○学校

電話番号は、日中連絡が取れる連絡先を、保護者全員分記載してください。電子メールアドレスは、連絡がとれるものを一つ記載してください。

・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

		F				
	いる高等学校等に入学(転入学)	した日等を記載してくだ	さい。 課程・学科			
①現在畑つている同寺 学校等の在学期間	神奈川県立〇〇学校	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	①高等学校(全日制)			
		年月日	学校の種類・課程・学科			
②過去に別の 過去に高等学校等に在学していた場合に記載してください。 等に在学して						
	立	年 月 日 ~ 年 月 日				

【2. 保護者等の収入の状況について】___

申請又は届出時点における保護者等 号が記載された住民票の写し・住民票 の口にレ印を付けてください。/	0 ₩ 1~7	<mark>のいずれかに レ</mark>	・印 を記載して	ください。
(1) 次の保護者等の個人番号カー	·ドの写し等を添付	します。		
① 製権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)で	あり、親権者(両親)が2人存在する場合	<u>`</u>	
親権者1名分(ア又はイの<u>いず</u> (親権者が、一時的に親権を行 □にレ印を付けてください。)			る場合は、⑤から	⑦までのいずれかの
② □ □ ア 親権者の1人が、□	上京中1ヶ4774 十1	2 - 1 2020, 2010 1	亚 D A 长叶子 五 N	1一, 3, 1日人
・離婚、死別等により ・親権者が存在す 添付できなりサロ	親権者がなる	く、未成年後見人だ その人数を記載し		<mark>る場合は、</mark>
素成年後見人 名分親権者が存在せず、未成年後(未成年後見人が複数選任され関する権限のみを行使すべきこ	いている場合は、全員	員分。ただし、未成年	後見人が、法人で を除きます。)	ある場合又は財産に
④ 生徒の生計をその収入により維持 生徒が在学中に成人した場合 がない場合				を維持する者に変更
主たる生計維持者1名分(ア又	はイの <u>いずれか</u> の□	にレ印を付けてくだ	(さい。)	
□ ア 主たる生計維持者の 湯合	1人が、日本国内に位	主所を有したことがな	いなど個人番号の)指定を受けていない
⑤⑤○・生徒が未成年だが、業・入学時点で生徒が成してあり、まり、生徒が成人であり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり	人であったが、主たん 未成年の時点で親権	る生計維持者が存在す 者が1人だった場合、	る場合、	 合等
⑥ □ 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主	=たる生計維持者のレ	いずれも存在しない場	合 等	
() id		のコピーを添付する		
		年月日を記載して		、個人番号
個人番号カードラナレ等を添付する	7.但满老笠の氏々五2	(7)	こいになると	(人)けて声です。)
氏名	□ 休護有等の氏名及(□ 生徒との続柄	氏名		生徒との続柄
(ふりがな) ばんごう たろう		(ふりがな) ばんごう	はなこ	
番号太郎	X	番号	传子	- 13
生年月日 1975 年	6 月 6 日	生年月日	1977 年 3	3月31日
上記保護者等の令和3年1月1日		月1日時点の市区町村	までの住所(日本	は国内に住所を有し
ていない場合には、□にレ印を付 令和3年1月1日時点	·けてくたさい。)	令和3年1月1日時	占	
47 法	黄浜 市区 計	神奈川	都道 横	浜 市区 村
日本国内に住所を有していない。			を有していない。	-3 13
令和4年1月1日時点		令和4年1月1日時	<u></u>	
神奈川 静	市村村	神奈川	都道 横	浜 市区 町村
日本国内に住所を有し		□ 日本国内に住所	を有していない。	
※ 収入のイ 変更や達 ず学校/ 介和3年1月1		等の⊐ピーを添付 Ⅰ 月1日時点 の個		ってください。
3. 確認事項 <u>八次の事項を確認の</u>			\シェル <i>キ</i> ッ	工件士兴
▼ 就学支援金を授業料に充 校設置	<u>てるとともに、; を了承します。</u>	<u> </u>	<u> 1に必要な事務</u>	<u>;于続を字</u>

確認の上、必ず レ印 を付けてください。 年 月 日(学校において記入。)

個人番号カード等のコピー貼付台紙

確認事項5 学校受付日:令和 年 月 生徒氏名、ふりがなを記入してください。 学校の名称 神奈川県立 高等学校 学校の種類・課程・学科 生徒氏名のふりがな 生徒氏名 確認事項6 個人番号(マイナンバー)がわかる書類を提出する保護者の人数を記入してください。 保護者の氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日を記入してください。 個人番号カードのコピーを下記にのり付けしてください。 住民票の写し、又は住民票記載事項証明書の原本又はコピーの場合は、のり付けせずそのまま 提出してください。 高等学校等就学支援金の申請(届出)のため、保護者 名分の個人番号(マイナンバ 一)がわかる書類を提出します。また、神奈川県高校生等奨学給付金の申請対象となった場 合の申請に提出した個人番号 (マイナンバー) を利用することを承諾します。 保護者1 氏名 個人番号(マイナンバー) 生年月日 昭和 年 月 日 平成 のり付け のり付け ウラ面 オモテ面 個人番号カードのコピー (オモテ面) 個人番号カードのコピー (ウラ面) ※ 個人番号通知カードのコピーは、記載事項(氏名、住所、生 年月日、性別、個人番号)を変更すべき事項が発生しておらず、 記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日(令 和2年5月25日)以前に個人番号通知カードの記載事項の変更 手続きが完了している場合に限り、のり付け可能です。 個人番号(マイナンバー) 保護者2 氏名 生年月日 昭和 年 月 平成

のり付け オモテ面

個人番号カードのコピー (オモテ面)

※ 個人番号通知カードのコピーは、記載事項(氏名、住所、生 年月日、性別、個人番号)を変更すべき事項が発生しておらず、 記載事項に変更がない場合、又はデジタル手続法の施行日(令 和2年5月25日)以前に個人番号通知カードの記載事項の変更 手続きが完了している場合に限り、のり付け可能です

のり付け ウラ面

個人番号カードのコピー (ウラ面)